

福知山市入札監視委員会（平成29年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成29年7月12日（水） 午後2時10分～4時35分 ハピネスふくちやま3階 会議室1	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋行雄（弁護士） 委員 菊田学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 吉田周邦（大学教員・公認会計士）	
議 事 概 要	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者受付状況・格付基準ほか</li> <li>・最低制限価格の見直しについて</li> <li>・福知山市公契約大綱について</li> <li>・前回指示事項（辞退率の分析）について（回答）</li> </ul> <p>2 議事</p> <p>(1) 平成28年度（10月～3月）の入札・契約の実施状況について</p> <p>(2) 抽出工事に関する審議について</p> <p>※ 前回の入札監視委員会において今回の案件の抽出委員については春木委員の予定であったが、今後新たな視点でご意見をいただくため、新しく委員を委嘱させていただいた。なお、今回の抽出については、引き続き就任される高橋委員長に案件抽出をいただいた。</p> <p>(3) 次回抽出委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・菊田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）</li> </ul> <p>(4) 次回開催日程の調整</p> <p>平成29年11月29日に開催予定</p>	
審 議 対 象 期 間	平成28年10月3日 ～ 平成29年3月31日	
条件付一般競争入札	4件	対象件数 6件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	0件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	<p>○設計変更について、事前に予測可能と思われる工事変更もあるように見受けられるので現場精査を綿密にさせていただきたい。</p> <p>○工事の発注業種については一式工事が多いが、工事内容を見る</p>	

と専門業種でも発注が可能ではないかと思われる工事があるので、検討をしていただきたい。

○地域性の範囲が狭いので、金額規模等によって地域性も含めた指名選定を工夫していただきたい。

## 別 紙

### 「1 報告事項 前回委員会における指示事項について（回答）」

前回の委員会で指名競争入札における辞退率について、年度別、部局別、また工事種別の傾向を平均値を用いて分析して報告をした。その中で、平均値での統計では本当の課題、問題が見えてこないのではないかという意見をいただいた。

今回は更に分析を行ない、辞退者の割合が 50%を超える案件について把握し対策を検討した。

意見・質問	回 答 等
○金額規模による指名業者数の増加は実効性があるのか。	入札参加者を増やしたとしてもその方も辞退されることもあると思われるが、指名業者数を増やす動きをしていきたいと考えている。
○辞退者の割合が 50%以上の案件の業種について建築一式が多い。解体工事などは、とび土工コンクリートでもできる場合もあるので業種の枠を増やすという方法があるのではないか。	建設業法で解体という業種が追加され、現在移行期間となっている。業種については工事の内容から判断しているが、今後、登録業者数の状況も含め、建築一式がよいか、とび土工コンクリートがよいか、解体が追加されたことも含めて対応をしていきたい。
○特定の業者について、何件指名して何件辞退されているかといった傾向は把握しているのか。	正確に分析はできておりません。

### 「2 議事 (1) 平成28年度(10月～3月)の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○特になし。	

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 教総第 71 号 成仁小学校北校舎南校舎便所改修工事

・・・条件付一般競争入札

教総第 72 号 南陵中学校特別教室棟便所改修工事

・・・指名競争入札

意見・質問	回 答 等
○条件付一般競争入札で参加申請を出された業者がなぜ辞退するのか。	業者が見積をされた結果、事前に公表している予定価格を超過したため辞退された。
○成仁小学校の工事について変更内容を説明していただきたい。	トイレブース引き戸装置のメンテナンススペースを確保するということからブースの高さを変更した。 壁をめくったところが想定以上に下地が痛んでいたため壁下地を良好にするプライマー塗装を追加した。 はねあげ式手摺取付の下地を補強するための接合箇所の変更等があった。
○トイレの改修工事ということで、管工事と思われるがなぜ建築一式での発注なのか。	厳密に建設業法の業種に従うと管工事となるが、改修もかなりの工事内容を占めている。本市としては建設業法の業種の考え方を踏まえた上で工事の内容から判断した結果、建築一式工事で発注をした。
○一式工事だからといって何でもできるわけではないので、専門工事を持った業者、一式工事を持った業者の両方を指名するといったことをしたほうがいいのではないかと考える。また、メンテナンスブースや取っ手等に関しては事前にわかっていたことではないのか。そのあたりのしっかりとした事前調査が求められているのではないかと考える。	
○成仁小学校の工事について工期が 2 月 28 日までで、2 月	メンテナンススペースが 11 月 9 日、下地の塗装については 11 月 21 日に協議している。

<p>13 日に変更契約をされているが業者からの要請があったのはいつなのか。</p> <p>○当初の工事内容そのものが変更になるわけだが、再入札をかけるといったことはないのか。</p> <p>○工事の内容は同じものだと思われるが、なぜ辞退者の数に差があるのか。</p> <p>○2,000 万円とは大きい工事だと思われる。南陵中学校区という範囲を設定する必要があるのか。 地域性も含めた指名の仕方を工夫してほしい。</p>	<p>落札業者が工事期間中の変更分も含めて工事を実施するというので、変更契約という対応をしている。</p> <p>南陵中学校は道路幅が狭く高低差があり、また敷地内に駐車スペースがないなど現場の状況があり、そういった条件から判断されて辞退されたと考えられる。</p> <p>南陵中学校の工事のひと月ほど前に南陵中学校区内にある惇明小学校でも 2,000 万円規模のトイレの改修工事があった。校区内で他の案件が同時期に発注されたということも辞退が多かった要素のひとつかもしれない。 いろいろな視点から競争性、地域性について引き続き検討していきたい。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 土木第 108 号 上荒河観音寺線道路舗装改良工事

・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○施工の長さが 40m長くなって面積が 300 m<sup>2</sup>ぐらい広がっている。変更額の割合が高いように思われる。現地精査の結果、既設取合い部分においてひび割れた箇所があったということだが、設計の段階ではわからなかったのか。</p> <p>○このような変更契約はよくあるのか。</p>	<p>発注に際して、現地も調査して区間も決めて発注しているが、実際に現場に入り掘削をかけていくと見た目以上に損傷がひどかったので、舗装版が剥離しない区間まで工事を増やした。</p> <p>現場にもよるが、地中に埋まっているものを工事していく場合にはありうる。</p>

<p>○最低制限価格未満の方がおられることについて、最低制限価格は予定価格から決まってくるということなので、予定価格がもっと低くてもよかったのではないかというように考えられるが。</p> <p>○開札結果を見ると僅か 3,000 円くらいの差の業者がいたり、最低制限価格未満の業者も結構おられる。その案件で 20%の工事額の変更が当初からきちんと精査されておれば入札は異なる結果となった可能性もあるのではないかと思われる。こういった疑問をもたれるようなことのないよう、注意していただきたい。</p>	<p>予定価格については、原則、実勢価格での積算により設定している。そこから金額を減らす歩切りは行っていない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

### 3 総務第 17 号 福知山市庁舎エレベーター機器更新工事

#### ・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○エレベーターのメンテナンスについては別で入札をして契約しているのか。</p>	<p>系列業者に随意契約で別途メンテナンスの契約をしている。</p>
<p>○工事は応札が 1 者で、事実上競争はなく、メンテナンスについても随意契約ということでは不正感が損なわれているのではないか。</p>	<p>本件については「機械器具設置」で登録のある業者で、市内業者なら A 等級、市外業者なら経審点 690 点以上という条件で全国の業者から募集を行っている。1 者のみの応札であったが一般競争入札ということで競争性は働いたと考えている。随意契約をする時には一定ルールに基づいており、エレベーター等についても 1 者での随意契約を認めている。</p>

<p>○1者しか申し込みがなかった時点で、条件を変えてやり直すというようなことはできないのか。</p> <p>○設定した資格に当てはまっている業者は113者であるということだがこれは690点以上またはA等級というところが113者ということか。 またその中で実質該当する業者は8者しか全国にないということか。</p> <p>○エレベーター自体は現在は多く普及しており、それほど特殊な工事とは思えない。にもかかわらずこの1者しか参加しなかったというは、これは一般競争入札には値しないということは明らかである。落札率99.17%とほぼ100%となっている。もしかしたら実質国内のエレベーターメーカー業界の言いなりのような気がする。何とかこういった状況を打破する方法を考えていただきたい。</p>	<p>条件として、府内業者、市内業者などの限定をしていた場合には全国の業者に広げるとすることも検討できるが、今回は初めから全国の業者で募集をかけた。 また非常に特殊で重要な機械で、市内ならA等級、市外なら経審点690点以上を条件としており、品質確保等の観点から等級の下位や、点数の低いところまで条件を広げることもすべきではないという判断から、入札を執行した。また一般競争入札ということで誰が参加しているかわからない状況から一定競争性は確保されていると考える。</p> <p>特定建設業の許可を持っている業者が113者ある中で、特殊性のある工事が多い中業者名等から事務局が想定したところ、8者程度が対応可能であったと考えている。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 下水工第8号 土師排水区長田野2号雨水幹線水路改修工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○変更契約について説明していただきたい。</p>	<p>現地調査により既設ボックスカルバートの設置位置に相違があったため、かさ上げコンクリートを追加した。また工事車両等により道路の沈下が生じたので舗装工事を追加した。</p>
<p>○変更契約について設計段階ではわからない部分があるとは言っておられたが競争する側にしたらきっちりした計画をしていただかないと、落札できなかった業者が変更してそんなに多くもらえたんだという安易なことになってしまうようにされたい。</p>	<p>以前から当委員会の中で当初の現場精査の重要性は指摘いただいているところである。 実際に現場に入らないとわからない部分もあるが、できるだけ変更等がないようにしていきたいとは考えている。</p>
<p>○予定価格事後公表の案件であったが、事後公表をしたことで入札の状況がどうなったか。契約監理課としてはどのように評価しているのか。</p>	<p>予定価格を事前に公表すると過去の入札結果から一定最低制限価格付近が類推できる。予定価格を事前に公表しないことで企業の積算能力を高めたいということ等が事後公表の目的である。 事後公表の試行については平成27年度から行っており、平成27年度の案件については最低制限価格未満の失格が多い状況であったが、今回の案件については最低制限価格未満での失格者は無かったということで、しっかり積算をしていただいたと考えている。</p>
<p>○入札金額のばらつきを見ても事後公表の目的はかなり達成できていると思う。他の案件でも事後公表による効果を検証していただきたい。</p>	



5 下水工第 28 号 中部幹線カルバート更生工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札段階では工期が平成 29 年 3 月 21 日から平成 29 年 3 月 31 日までだが変更で 9 月 22 日になっている。 この変更の理由を教えてください。</p>	<p>この工事は補助金を使って行う工事であるが、年度をまたぐ工事については、翌年度に補助金を使用してもよいという許可が必要となる。この工事を発注した 2 月の段階ではその許可が下りていなかったため、まず平成 28 年度の工期で設定し、許可が通った段階で実質工期の 9 月まで工期を変更した。</p>
<p>○どこからの補助金ですか。</p>	<p>国土交通省からである。</p>
<p>○工期が当初から延びるのであることは、入札に参加された業者はわかっていたのか。</p>	<p>公告文に「本件は繰越案件とする予定」と記載してある。</p>
<p>○入札する側からすると、工期の終わりがわからないと正確な人件費等が出せず、見積が難しいのではないかと考える。 また工事が終わるのかによって段取りが違うので、業者の辞退等にも関係してくるのではないか。</p>	<p>どれぐらいの工期がとられるかというところで業者の落札意欲をそぐような不明確なところは改善していきたいと考えている。例えば、繰越予定という記載に何ヶ月程度かも記載するといった当たりも検討していきたい。</p>
<p>○15 者中 12 者が辞退と非常に多い。これについてなにか原因等があるのか。</p>	<p>辞退の理由としては、技術者の配置が困難であった。また本案件は特殊な工事で、いくつか工法があるがその工法の協会員でないと見積が取れないということであった。</p>
<p>○カルバート更生工事をやろうとすると公益財団法人日本下水道新技術推進機構の要件を満たさないといけないということだが、対応できる業者が</p>	<p>工法につきましては、下水が流れている状態でできる方法が現在 4 工法あり、各協会のホームページで会員企業の名簿が掲載されている。 市内業者でも専任技術者を自社で持たれているところが去年までは 3 者だったのが、今年度は 8 者まで増えてき</p>

<p>何者あるのかは事前にわかることなのか。</p>	<p>ている。今後増えていくかどうかはまだ見えない状況ではあるが、そういう過渡期であるという中で、いろんなパターンの入札結果が出ると考えている。</p>
<p>○工法が一般化してよりローコストでいろんな業者ができるようになる可能性があるということか。</p>	<p>今回の案件は口径 80cm 以上についての工法だが、これより口径が小さくなってくると 30 工法程度の工法が出てくる。ただ、この場合は標準歩掛というものがあるので、標準的な設計をした中で、業者が工法を選択できるようになるので、もう少し選択の幅が広がっていくものと考えている。</p>